

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	オーウエル株式会社		コード	7670
提出日	2022/6/1		異動（予定）日	2022/6/21
独立役員届出書の提出理由	新たに鳴島健二氏を社外取締役に選任するため			
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	榎 宏	社外取締役	○										△				有
2	鳴島 健二	社外取締役	○										○				新任 有
3	坪田 聰司	社外取締役	○												○		有
4	渡辺 徹	社外取締役	○										○				有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	榎宏氏は、当社の社外取締役就任前（2015年12月から2017年12月）において、当社との間にコンサルティング契約を締結しておりましたが、現在は解消しております。	榎宏氏は、長年にわたり株式会社トーマツ環境品質研究所、トーマツコンサルティング株式会社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンスの強化が図られるものと考えており、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、当社の株式6,000株を保有しております。同氏と当社との間に、人的関係・資本的関係・または取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は現在、田辺三菱製薬株式会社の社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。以上のことから、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有するものと考え、当社独立役員として指定しております。
2	鳴島健二氏は現在、株式会社ミックウェアの代表取締役社長兼会長を務めており、当社グループは同社と取引がありますがその額は僅少であります。また、当社グループは同社の子会社に対して同社と共同出資をしておりますが出資比率が29.7%であることから、同氏の独立性に問題はないものと判断しております。	鳴島健二氏は、2003年3月に株式会社ミックウェアを設立以来、長年に渡り企業経営に携わるなどに、大手自動車メーカーと資本業務提携を締結する等の技術力と将来性をもった企業に育て上げた手腕を有しています。同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していくこととともに、今後の電気・電子部品事業の拡大を見据えた助言に期待し、社外取締役として選任しております。同氏は現在、株式会社ミックウェアの代表取締役社長兼会長を務めておりますが、当社と同社との間には左記の事項以外、特別の関係はありません。以上のことから、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有するものと考え、当社独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	坪田聰司氏は、公認会計士・税理士として高い見識を有しており、客観的な立場から適切な指導及び監督を期待できることから、社外取締役として選任しております。なお、同氏は、当社の株式30,000株を保有しております。同氏と当社との間には、それ以外に人的関係・資本的関係又は重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は現在、株式会社エクセディの社外監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の関係はありません。以上のことから、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有するものと考え、当社独立役員として指定しております。
4	渡辺徹氏は、弁護士法人北浜法律事務所で代表社員を務めており、当社は同氏の所属する事務所と顧問契約を締結しておりますが、同事務所との取引は一般的な取引条件に則ったものであり、同氏が独立した立場での監査を行うことに問題ないと判断しております。	渡辺徹氏は、弁護士として日本弁護士連合会「民事裁判手続きに関する委員会」委員長をはじめとする多くの法律分野に関する公職を歴任するとともに、法律家としての高い見識を有しております。当社の経営の監視や適切な助言を期待できることから、社外取締役として選任しております。同氏は現在、弁護士法人北浜法律事務所の代表社員及び社外取締役監査等委員並びに青山商事株式会社の社外取締役を兼務しております。なお、弁護士法人北浜法律事務所と当社の間では法律問題の相談等に関する顧問契約を締結するごとに向時に、同氏が当該顧問契約に基づく業務その他の法律委任業務は從事できない旨の覚書を締結しております。従いまして、同氏と当社との間に、人的関係・資本的関係・または取引関係その他の利害関係はありません。また、当社と社外取締役監査等委員並びに青山商事株式会社との間には特別の関係はありません。以上のことから、同氏と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同氏は独立性を有するものと考え、当社独立役員として指定しております。

4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出している場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人的業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。